

★ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十七号）（人事課）

一 改正の理由

国家公務員退職手当法の一部が改正されたことに伴い、国家公務員に準じて、早期退職募集制度を導入するとともに、定年前早期退職者に対する特例措置を拡充するなどの改正を行った。

二 改正の内容

1 早期退職募集制度の導入

任命権者がその都度、応募条件等を募集実施要項に定めて早期退職募集を行い、当該募集に応募した職員が認定を受けて退職した場合に、自己都合による退職の場合よりも割増して退職手当の額を算定するとともに、2の措置の対象とした。

2 定年前早期退職者に対する特例措置の拡充

定年前早期退職者に対する退職手当の特例措置について、対象者及び退職手当の基額の算定に用いる給料月額額の割増率を次のとおり改定した。

項目	改 正 前	改 正 後
対象者	勤続二五年以上かつ定年から一〇年を減じた年齢以上の者	勤続二〇年以上かつ定年から一五年を減じた年齢以上の者
割増率	定年と退職する年度の末日における年齢との差一年につき一〇〇分の二以内	定年と退職する年度の末日における年齢との差一年につき一〇〇分の三（当該差が一年の者にあっては、一〇〇分の二）

3 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

平成二十五年十二月二十四日

★ 広島県手数料条例及び広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第五十八号）（財政課）

一 改正の理由

旅券法の一部が改正され、一般旅券の記載事項を訂正する制度が廃止されることに伴い、当該事務に係る手数料を廃止するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県手数料条例の一部改正

一般旅券の記載事項の訂正に係る手数料を廃止するなど必要な改正を行った。

2 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正

市町を経由することにより処理する事務から次の事務を削除するなど必要な改正を行った。

事	務	対象市町
旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の記載事項の訂正申請の受理		市町

三 施行期日等

1 施行期日

旅券法の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

2 経過措置

この条例の施行前にされた一般旅券の記載事項の訂正の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

★ 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第五十九号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の題名を改正した。

二 施行期日

平成二十六年一月三日

★ 広島県新しい公共支援事業基金条例を廃止する条例（条例第六十号）（県民活動課）

一 提案の要旨

国から新しい公共支援事業交付金の交付を受けて設置された広島県新しい公共支援事業基金の事業が終了することに伴い、広島県新しい公共支援事業基金条例を廃止することとした。

二 施行期日

平成二十五年十二月二十七日

★ 広島県障害者自立支援特別対策事業基金条例を廃止する条例（条例第六十一号）（障害者支援課）

一 廃止の理由

国から障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付を受けて設置された広島県障害者自立支援特別対策事業基金の事業が終了することに伴い、広島県障害者自立支援特別対策事業基金条例を廃止することとした。

二 施行期日

平成二十五年十二月二十七日

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第六十二号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の平成二十五年十月七日付けの給与勧告等を考慮して、職員の給料月額を
改正するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

2 任期付研究員の給与改定

任期付研究員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

3 特定任期付職員の給与改定

特定任期付職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

4 勤務一時間当たりの給与額の見直し

勤務一時間当たりの給与の算定の基礎に、給料及び地域手当のほか、初任給調整手
当等を含めることとした。

三 施行期日等

1 二1から3までについては、平成二十五年十二月二十四日から施行し、平成二十五
年四月一日から適用する。

2 二4については、平成二十六年四月一日から施行する。

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
(条例第六十三号) (教育委員会)

一 改正の理由

人事委員会の平成二十五年十月七日付けの給与勧告等を考慮して、市町立学校職員の給料月額を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

市町立学校職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

三 施行期日等

平成二十五年十二月二十四日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。